（完全親会社）

第二百十八条の三　法第八百四十七条の二第一項に規定する法務省令で定める株式会社は、ある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社（当該ある株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条において同じ。）又は当該ある株式会社の完全子会社が法第八百四十七条の二第一項の特定の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該ある株式会社とする。

2　前項の規定の適用については、同項のある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社又は当該ある株式会社の完全子会社が他の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該他の株式会社は、完全子会社とみなす。

（株式交換等完全子会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

第二百十八条の四　法第八百四十七条の二第七項の法務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一　株式交換等完全子会社が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二　法第八百四十七条の二第一項又は第三項の規定による請求に係る訴えについての第二百十八条の二第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三　前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴えを提起しないときは、その理由

（特定責任追及の訴えの提起の請求方法）

第二百十八条の五　法第八百四十七条の三第一項の法務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一　被告となるべき者

二　請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

三　最終完全親会社等の名称及び住所並びに当該最終完全親会社等の株主である旨

（総資産額）

第二百十八条の六　法第八百四十七条の三第四項に規定する法務省令で定める方法は、同項の日（以下この条において「算定基準日」という。）における株式会社の最終完全親会社等の第一号から第八号までに掲げる額の合計額から第九号に掲げる額を減じて得た額をもって当該最終完全親会社等の総資産額とする方法とする。

一　資本金の額

二　資本準備金の額

三　利益準備金の額

四　法第四百四十六条に規定する剰余金の額

五　最終事業年度（法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合にあっては、法第四百四十一条第一項第二号の期間（当該期間が二以上ある場合にあっては、その末日が最も遅いもの。以下この項において同じ。）の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該最終完全親会社等の成立の日。以下この条において同じ。）における評価・換算差額等に係る額

六　新株予約権の帳簿価額

七　最終事業年度の末日において負債の部に計上した額

八　最終事業年度の末日後に吸収合併、吸収分割による他の会社の事業に係る権利義務の承継又は他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部の譲受けをしたときは、これらの行為により承継又は譲受けをした負債の額

九　自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

2　前項の規定にかかわらず、算定基準日において当該最終完全親会社等が清算株式会社である場合における法第八百四十七条の三第四項に規定する法務省令で定める方法は、法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額をもって株式会社の総資産額とする方法とする。

（株式会社が特定責任追及の訴えを提起しない理由の通知方法）

第二百十八条の七　法第八百四十七条の三第八項の法務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一　株式会社が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二　法第八百四十七条の三第一項の規定による請求に係る訴えについての第二百十八条の五第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三　前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、特定責任追及の訴えを提起しないときは、その理由

第二百十九条を次のように改める。

第二百十九条　削除

第二百二十条第一項第一号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改め、同項第二号中「第九百十一条第三項第二十八号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同条第二項中「第九百十一条第三項第二十八号」を「第九百十一条第三項第二十八号」に改める。

第二百二十五条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　法第三百九十九条の十第四項

第二百二十六条中第三十三号を第四十号とし、第十九号から第三十二号までを七号ずつ繰り下げ、第十八号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五　法第三百九十九条の十一第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）

第二百二十六条中第十七号を第二十三号とし、第七号から第十六号までを六号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の六号を加える。

七　法第百七十一条の二第二項第三号

八　法第百七十三条の二第三項第三号

九　法第百七十九条の五第二項第三号

十　法第百七十九条の十第三項第三号

十一　法第百八十二条の二第二項第三号

十二　法第百八十二条の六第三項第三号

第二百三十二条中第三十号を第三十四号とし、第十五号から第二十九号までを四号ずつ繰り下げ、同条第十四号中「委員会」を「指名委員会等」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十三号を同条第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　法第三百九十九条の十一第一項の規定による監査等委員会の議事録の保存

第二百三十二条中第十二号を第十五号とし、第五号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の三号を加える。

五　法第百七十三条の二第二項の規定による同条第一項の書面の保存

六　法第百七十九条の十第二項の規定による同条第一項の書面の保存

七　法第百八十二条の六第二項の規定による同条第一項の書面の保存

第二百三十四条第四十四号中「及び同条第六項」を「及び第六項」に改め、同号を同条第五十一号とし、同条中第四十三号を第五十号とし、第二十七号から第四十二号までを七号ずつ繰り下げ、同条第二十六号中「委員会」を「指名委員会等」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条第二十五号中「委員会」を「指名委員会等」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第二十四号を同条第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　法第三百九十九条の十一第二項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による監査等委員会の議事録の縦覧等